

## 令和 2 年度認知症施策事業（案）

## 1 知識の普及と理解の促進

- (1) 認知症ケアパスの普及・認知症ガイドの配布
  - ・ 認知症の状態に応じた医療・介護サービス利用などの流れを示した「認知症ケアパス」を全面改訂（6月発行予定）し、当事者や地域の支援者にも行き届くよう配布するとともに、認知症に関する相談機関などを掲載した「認知症ガイド」は、内容を見直しながら作成・配布する。
- (2) 軽度認知障害（MC I）スクリーニングテストの実施
  - ・ MC I の早期把握により介護予防活動や早期診断につなげるほか、認知症の正しい知識の普及啓発を行う。（実施方法：コールセンター方式 400 件、対面式 300 件）
- (3) 若年性認知症への理解の促進
  - ・ 認知症高齢者と同様に相談対応し、適切なサービス・制度の利用や相談機関につなぐなどの支援を行うほか、ケアパスの改訂の中で、若年性認知症の方が受けられる主なサービスなどを記載し、関係機関と連携をはかる。

## 2 認知症の人と家族への支援体制の強化

- (1) 認知症サポーター養成事業
  - ・ 認知症サポーターを養成（1,500人）するとともに、養成したサポーターが能力・意欲を認知症カフェ等の協力者として地域での支援活動に生かすための方策について検討する。（令和元年12月現在：認知症サポーター数 14,913 人、キャラバンメイト数 299 人）
- (2) 認知症カフェの地域展開
  - ・ カフェの企画運営者が他カフェの工夫などを知り地域に定着した運営ができるよう「情報交換会」を開催する。
  - ・ HP 掲載など、市として開催・運営に協力する「認知症カフェ」の要件（基準）を定め、カフェの把握と地域展開に取り組む。（基準・・・運営主体、開催場所、対象者、実施内容など）
  - ・ 市民が認知症カフェを一覧表の中から選択して参加することができるよう、認知症カフェの年間予定を広報する。
- (3) 認知症地域支援推進員の配置
  - ・ 認知症の人やその家族への相談支援や支援体制の構築を行う「認知症地域支援推進員」を市・包括に配置。 ※市（高齢・東部）に 4 人、包括は全センターに業務委託。
- (4) 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修会の企画・実施
  - ・ 認知症ケアに携わる地域の多職種が連携を深め、認知症の人とその家族への支援の質の向上を目指した研修会を企画・実施予定。
- (5) 認知症関連団体支援事業
  - ・ 認知症予防の自主グループへの活動支援（職員派遣等）、家族会への活動・財政支援など

## 3 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進

- (1) 認知症相談の実施
  - ・ 認知症ガイド掲載の相談機関  
市～高齢福祉課（介護予防・認知症担当、家族介護支援担当）  
その他～10 包括、3 疾患医療センター、社会福祉協議会、認知症の人を支える会、  
北海道若年認知症の人と家族の会、医療機関

(2) 認知症初期集中支援チームの配置

- ・ 市（高齢・東部）・10包括・3疾患医療センターで編成し活動する。

(3) 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

- ・ 行方不明の認知症高齢者等の情報を市のANSINメールで配信し検索協力を呼びかけるほか、保護情報による家族支援などを行う。

#### 4 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見センターの設置・運営

- ・ 多職種（多機関）による「地域連携ネットワーク」をコーディネートする中核機関として、対象者の状況に応じた相談支援や手続支援、制度の普及啓発・利用促進、後見人支援などを行う。

(2) 市民後見人の養成

- ・ 市民後見人候補者登録をしている方へのフォローアップ研修を開催する。  
（令和元年12月現在：候補者登録29人，うち活動中4人）

(3) 成年後見制度利用支援事業

- ・ 身寄りがない等の認知症高齢者等の市長申立て、費用負担が困難な方への申立費用・後見人等への報酬費用を助成する。

#### 5 家族介護者への支援

(1) 家族介護者の交流事業（一般・男性）

- ・ 要介護高齢者等の家族介護者を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流により心身の元気回復を図る。（年2回開催，定員各50人）
- ・ 要介護高齢者等の男性家族介護者の悩み，不安，介護負担を介護者相互の交流を通じ，精神的な不安の解消を図る。（年6回開催，定員各20人）

(2) 介護マーク配付事業

- ・ 認知症の人の家族介護者が，トイレの付き添い時，女性用下着の購入時などに偏見や誤解を受けることがないように，介護者であることを周囲に知らせる「介護マーク」を周知および配付する。

(3) 家族介護支援員の配置

- ・ 窓口・電話・訪問等による介護の悩み・心配ごとの相談対応，各種サービス・制度の利用調整など，家族介護者のストレス緩和や介護負担の軽減を図る。
- ・ 介護サービスを利用していない要介護（1～5）認定者の家族に，電話で介護状況の確認を行い，相談等に対応する。 ※高齢福祉課に2人配置（保健師など専門職）